

後期高齢者医療特別会計状況調書

1. 制度の概要

75歳に到達された方、65歳以上で一定程度の障がいをお持ちの方は、平成20年4月に創設された後期高齢者医療制度で医療を受けることになります。

なお、現在国に「高齢者医療制度改革会議」が設置され、新たな制度のあり方について検討しております。

(1) 対象者

- 75歳以上の方
- 65歳以上75歳未満で一定程度の障がいのある方

(2) 被保険者数(平成22年度平均見込数)

- 北海道後期高齢者医療広域連合 669,667人
- 登別市 7,138人

(3) 保険料

- 個人単位に納付される保険料は、原則として年金から差し引きされますが、申し出によって口座振替により納めることができます。
- 保険料は、2年ごとに広域連合で見直され、平成22・23年度の保険料率は次のとおりです。
 - ・ 均等割額 44,192円(H21:43,143円、2.43%増)
 - ・ 所得割率 10.28%(H21:9.63%、0.65%増)
 - ・ 賦課限度額 50万円(H21;同額)
- 北海道の平均保険料(軽減後)
 - ・ 65,319円(H21見込み;62,217円、4.99%増)

(4) 被保険者の一部負担割合

- 1割負担(現役並み所得者は3割負担)

(5) 制度の運営財源

- 公費 5割(国4:道1:市1)
- 支援金 4割(国民健康保険、健康保険組合、共済組合など)
- 保険料 1割(被保険者保険料)

(6) 運営主体

- 北海道後期高齢者医療広域連合(道内179市町村で構成)
 - ・ 被保険者の資格管理や保険証の発行
 - ・ 保険料の賦課決定など
- 登別市
 - ・ 保険料の徴収
 - ・ 医療給付に関する申請や各種届出の受付などの窓口業務
 - ・ 制度周知に関する事務

2. 特別会計の概要

○ 歳 入

単位: 千円

1 後期高齢者医療保険料	500,949
2 繰入金	127,121
・ 保険基盤安定分	108,198
・ 北海道後期高齢者医療広域連合事務費分	15,312
・ 市事務費分	3,611
3 諸収入	520
4 繰越金	10
合 計	628,600

○ 歳 出

単位: 千円

1 総務管理費	3,521
2 後期高齢者医療広域連合納付金	624,479
・ 保険料及び保険基盤安定対策負担金	609,167
・ 北海道後期高齢者医療広域連合事務費負担金	15,312
3 諸支出金(還付加算金)	500
4 予備費	100
合 計	628,600

3. 参考(一般会計における負担額)

- 後期高齢者医療療養給付費負担金 579,983 千円
(高齢者医療確保法第98条に基づく一般会計における負担額)
- 後期高齢者健康診査経費 5,661 千円
(後期高齢者の健康診査に要する経費)
- 長寿健康推進事業経費 4,230 千円
(後期高齢者の短期人間ドック等に要する経費)